



一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」 Vol. 193

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 フィロソフィ ノート Philosophy Note	<今月のタイトル> [自己覚知]が使われていない 97%の能力を引き出す				
		○	○	○	○	○
B	 メディカル ノート Medical Note	<今月のタイトル> 医療法等改正に伴う 療養担当規制等の見直しへ				
			○			
C	 デンタル ノート Dental Note	<今月のタイトル> 「近隣で歯科受診できない！」への対応				
				○		
D	 ウェルフェア ノート Welfare Note	<今月のタイトル> 介護事業者の休業・解散653件 過去最多を更新				
					○	
E	 環境 ノート Environment Note	<今月のタイトル> 幻のブドウ 地域の宝に ～若い後継者増える～				
		○	○	○	○	○
F	 トピックス ノート Topics Note	<今月のタイトル> 空き家再生で地域づくり ～川越の工藤さん～				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

〔自己覚知〕が使われていない97%の能力を引き出す

■ 〔自己覚知〕とは

〔自己覚知〕(self-awareness)とは、「自分に気付き、自分を知ること」、換言すれば、「自(己)覚(知)する」ことなのです。つまり、「自覚する」とは、「自己自身の置かれている一定の状況を媒介として、そこにおける自己の位置・能力・価値・義務・使命などを知ること。」を意味しています。

そして、〔自己覚知〕は、我が国では主に社会福祉活動に携わる対人援助職の人々によって積極的に導入された言葉ですが、現在では、日常的に使われている用語になってきています。今後はさらに、この言葉がさまざまな活動や学問の場、経営にも有用なものとして使われる価値のある奥深い意味を含んだものになると考えられます。

また、「気付き」は、常に現在に起るもので、行動への可能性を開くものとなります。決まり切った事や習慣などは、学習された機能であり、それらを変えるには常に新しい「気付き」を与えられることが必要となるのです。

その為には、自分が置かれている状態に「気付く」ことが前提となり、この「気付き」、つまり、『自覚』の度合いが高ければ高い程、物事に取り組む『行動』が具現化されることになるのです。

— 〈参考〉「火事場の馬鹿力」 —

■ 今、何故〔自己覚知〕なのか

ニューパラダイムでは、《意識》が最重要の経営資源として、これまでの経営資源の人・物・金・情報などをコントロールしています。具体的には、《意識》を集約し、進化させることにより、オールドからニューにパラダイムシフトすることが出来ると説いているのです。

特に、これまでの経営の中心的価値がオールドでは収益性、合理性優先であったものが、ニューでは理念、使命感優先に移行してきています。それは同時に、要求水準の高い顧客を生むことになり、顧客が必要としているものをプロとして提供出来るかどうか問われています。従って、これからは単なる万屋よろずやではなく、プロフェッショナルの万屋にならなければ存在価値を失うことになるのです。

■ 如何にして〔自己覚知〕を図るか

1. 『志』を高める

「少年よ大志をいだけ」で著名なアメリカの教育家の W.S.クラーク博士は、北海道開拓使として招聘され、1876年（明治9年）来日、札幌農学校でキリスト教信仰に基づく僅か1年の訓育で、内村鑑三、新渡戸稲造らに深い感化を及しました。

『大志』とは、大きな『志』を立てることで、その重要性は「自分のため」、「世のため、人のため」どちらの『志』を持ってても当初は、大きな差は出ませんが、しかし、その『志』である《意識》（＝考え方）の大きい、小さいは、その人の行動にそれ相応の変化を起し、時の経過に伴い雲泥の質の差を生み出すこととなります。さらに、大きな『志』は、人格を磨き高めることになり、結果として使われていない97%の能力を引き出すことになるのです。

2. 描象度の高い思考をし、理念を高める

「理念を高め続ける」ことが経営を行う上で大変重要なファクターとなります。それは、「プロパングス販売会社」から「エネルギー供給会社」へ、「税務・会計事務所」から「ワンストップマネジメント・サポーティング会社」へ変革することを意味し、理念を高める（描象度の高い思考をする）ことによって全従業員の使われていない97%の能力が引き出されることになるのです。



Medical Note

医療法等改正に伴う療養担当規制等の見直しへ

《厚生労働省、中央社会保険医療協議会》

厚労省は1月16日、この日開催された中医協総会に、医療法等改正に伴う療養担当規則等の所要の見直し案を示した。

これは、2026年4月1日に、医療法等の一部を改正する法律（以下、改正法）の一部が施行されることに伴い、必要な改正を行うもので、具体的には「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）」と「保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）」の見直しである。

現行の薬担規則では、保険医療機関と一体的な構造・経営を行うことや患者に対して特定の保険薬局への誘導の対償として、保険医療機関や保険医に財産上の利益を供与することが禁止されている。この点について、厚労省は改正法による改正後の医療法に新設されるオンライン診療受診施設との関係性についても、同様に禁止するよう規定する案を示した。ただし、保険医療機関ならびにオンライン診療受診施設との一体的な構造・経営については、医療計画におけるべき地には適用されない。

また、療担規則の改正案は、保険医療機関の管理者について、▼保険医療機関（医師の場合は、病院に限る）において保険医として3年以上診療に従事した経験のある者、▼健康保険法第63条第3項第2号又は第3号に掲げる病院または診療所（医師の場合は病院に限る）において3年以上診療に従事した経験のある者、▼医療法第30条の23第2項第1号に規定する計画（医師確保計画）の適用を受け、現に当該計画に基づき診療に従事している者又は当該計画の適用後3年以内の者、▼一般社団法人日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つ者その他これに準ずる者、▼矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員として5年以上勤務した経験のある者、▼緊急に保険医療機関の管理者の地位を承継する者等のやむを得ない事由がある者 ——等の規定案が挙げられた。

保険医療機関の管理者の責務について、▼保険医療機関内の保険医が療担規則の第2章「保険医の診療方針等」を遵守するよう監督する、▼保険医療機関内において、療養の給付に関する厚生労働大臣等に対する申請、届出等に係る手続や療養の給付に関する費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督する、▼保険医療機関内の診療録の記載および整備並びに療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督する、▼保険医療機関内の医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図る ——と規定する案などが提示された。

同案は、見直しを了承され、同日に中医協会長から上野厚労相に答申書が提出されている。



Dental Note

「近隣で歯科受診できない！」への対応

■ 歯科巡回診療車の評価新設へ

人口減少と高齢化が進む地域では、歯科医療を利用することが難しくなっています。診療報酬改定での歯科巡回診療車の評価新設など、国も対策に動き始めています。過疎地域の歯科医療の課題と、必要な規制緩和を考えます。

近隣に利用できる歯科医療機関がない「無歯科医地区」の増加は、北日本、山陰地方を中心に、全国的な問題となっています。これに対し、2026年の診療報酬改定では、歯科医療が十分に提供されていない地域での歯科巡回診療車への評価が新設されます。巡回診療は、昭和の「う蝕の洪水時代」に、歯科医師不足の地域で見られた事業で、定期巡回する歯科医師が住民を診療していました。その頃と同様、地域によって「歯科受診できない！」という問題が顕在化していると言えます。

平成になり、介護保険制度の創設に伴って歯科訪問診療が体系化された際も、歯科巡回診療車による訪問診療の可能性が取りざたされました。しかし、その時には、巡回診療車に患者さんを誘導する診療は「訪問診療」とは見なされませんでした。訪問診療は、あくまで患者さんの居宅で行うもの、という原則があるためです。その結果、歯科巡回診療車は定着せず、現在、災害対応のために歯科医師会などが保有しているものに限定されています。

課題は、どの程度の点数評価がなされるか、ということ。巡回診療車の導入コストは数千万円に上ることもあります。現状、大型車両に治療器材などを装備した「歯科巡回診療車」を運用しようとするれば、保険医療機関が巡回診療の旨を保健所に届け出の上、外来診療と同様の取扱いで保険請求できる仕組みになっています。

巡回先で外来診療しているという解釈のため、訪問診療料の算定は認められないのです。これでは、ある程度、採算を度外視できる歯科医師会などの公的事业を除けば、積極的な広がりには期待できません。

■ 廃院した医院を活かすアイデア

もともと歯科医師も少ない過疎地域では、団塊の世代の歯科医師が大量リタイアする中、医院を引き継ぐ歯科医師が見つからず、「引退→廃院」となることがほとんどのようです。そして、廃院した歯科医院の設備や、そこで働いていたスタッフは、行き場を失ってしまう。

「そのままでは、もったいない…」との声は、歯科医師会関係者を中心に広く聞かれます。人口減や「無歯科医地区」の問題に早くから取り組んできた経営コンサルタントの木村泰久氏（M&D 医業経営研究所）は、廃業医院の設備や地域人材を活用した、新発想の巡回診療を提案しています。

廃止届が出た後の歯科医院を再利用し、曜日を限定して近隣の歯科医師が交代で巡回診療しようというアイデアです。そこで、以前働いていたスタッフも非常勤雇用すれば、人材活用になる上、通ってくる患者さんも安心です。廃業時、大きな負担となるのが医療機器の廃棄コスト。もし、巡回診療で再利用されるのであれば、数百万円にも上る費用負担を避けられますから、引退する高齢歯科医師にとっても助かります。もちろん、こうした対応は現行制度では難しく、開設管理に関する規制の緩和が必要で、巡回診療する歯科医師にも利益が出るような保険点数上の配慮も必要でしょう。

■ 「半径 16 km」の見直しを！

もう一つ、地域によって、すでに深刻化している問題として、訪問診療の「半径 16 kmルール」が実態に合わなくなってきたことが挙げられます。これは、一か所の医療機関が訪問診療に行ける範囲を定めたものですが、実際には、合理的な理由は示されていません。一説には、「往診の範囲は 4 里まで」と、昔の医師会にあった内規が、公的制度に流用された経緯もあったようです。

地方によっては、すでに例外を認めている例もありますが、半径 16 km の範囲にほとんど居住者がいない過疎地域もあるため、訪問診療のエリアは、自治体ごとに柔軟に判断するのが現実的、との意見を耳にするようになりました。

廃院した医院の再利用にしても、訪問診療エリアの見直しにしても、多額の予算措置を必要とせず、既存の規制を緩和するだけで、地域の歯科医療機関が独自に取り組めるものです。人口減少地域の生活環境が日に日に厳しくなる中、抜本的な対策が急務となっています。



介護事業者の休廃業・解散 653 件 過去最多を更新 ～ 株式会社東京商工リサーチ ～

株式会社東京商工リサーチは1月23日、2025年における介護事業者の休廃業・解散動向調査の結果を公表した。

これによると、2025年に倒産以外で事業を停止した「休廃業・解散」件数は653件（前年比6.6%増）となり、4年連続で過去最多を更新した。昨年は倒産も過去最多の176件となっており、深刻な物価高、人手不足に悩む介護事業者の苦境がより鮮明になった形だ。653件をサービス別に見ると、訪問介護が465件（同3.7%増）と突出し、通所・短期入所が95件（同35.7%増）、有料老人ホームが23件（同8.0%減）と続いた。都道府県別に見ると、大阪府と東京都が73件で最も多く、次いで愛知県41件、兵庫県36件、神奈川県35件が続いた。

同社は調査結果を踏まえ、慢性化した人手不足と相まって、大手の参入による競合や物価高に伴う運営コストの上昇などで、先行きが見通せない事業者の諦めが「休廃業・解散」の増勢に反映していると指摘。「赤字累積や過剰債務の拡大で倒産する前に、早めの休廃業・解散の選択が増えている」と分析している。



ヤングケアラー支援 3省庁連携チームが始動 ～ こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省 ～

ヤングケアラーに対するより一層充実した支援策を検討するため、1月20日、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省の連携による新たなプロジェクトチーム（PT）が発足した。名称は「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・就労・教育の連携プロジェクトチーム」。地方自治体の福祉、介護、医療、就労支援、教育各部門による緊密な連携のもと、ヤングケアラーの早期発見や必要な取り組みを検討する。

具体的に、2026年度から2028年度までの3年間程度を取り組み期間として設定。①早期把握・多機関連携、②家庭丸ごと支援、③支援策の推進（社会でのサポートや情報・資源の充実、若者世代への支援）、④社会的認知度向上・理解の促進——の各項目について、今後取り組むべき方策を議論する。

ヤングケアラー支援をめぐるのは、2021年に厚労省と文科省のPTが必要な施策を取りまとめた。その後、2023年度にこども家庭庁が発足し、2024年度には「子ども・若者育成支援推進法」にヤングケアラーが国・都道府県等の支援に努めるべき対象と明記されるなど、大きく状況が変化した。これを受け今回、新たにPTを立ち上げ、現状を踏まえた支援策の検討を改めて進めることにした。



Environment Note

幻のブドウ 地域の宝に ～ 若い後継者増える ～

■ ちちぶ山ルビー

9日午後、秩父ぶどう組合連絡協議会の開園式が横瀬町横瀬の小松沢レジャー農園で行われた。同協議会会長の新井範（68）は「今年も厳しい暑さが続いているが、味や品質、粒の大きさに問題はなく、糖度が高い上質なブドウに育っている」と語った。

子どもたちが収穫したのは種なしで皮ごと食べられるブドウ「ちちぶ山ルビー」。楕円形でルビーを思わせる赤紫色の果実はまさに“甘い宝石”。秩父地域限定で生産されている品種だ。

ちちぶ山ルビーが誕生したのは山梨県。旧ソ連原産のリザマートと米国原産のピアレスを交配した。1993年に秩父地域の4軒のブドウ農家が苗木を入手したが、栽培が難しく、育てられたのは2軒のみ。そのうちの1人が秩父市下影森で「秩父フルーツファーム」を営む新井だった。

商品化の道は苦難の連続だった。種なしブドウにするには房に薬を付ける「ジベレリン処理（ジベ処理）」が必要。新しい品種のため、ジベ処理の最適日が分からない。何度も失敗を重ね、「細長い針金のようなブドウができた時もあった」。新井は試行錯誤の日々を振り返り、苦笑する。

2004年ごろから「山ピンク」と名付けて試験的に少量販売を開始。07年に名称を公募し、応募総数1585点から「ちちぶ山ルビー」に決まった。商標登録し、同協議会会員の農家しか生産できない秩父地域限定品種とした。20年前は4千房しか収穫できず、生産量の少なさから「幻のブドウ」とも呼ばれた。しかし現在は生産農家が36園に増え、約6万5千房まで収穫できるようになった。収穫期は8月中旬～9月上旬。酸味が少ないため、甘さが強く感じられるのが特徴だ。1^{kg}当たりの平均価格は2500円と高めだが、濃厚な味わいが口コミで人気を呼び、ファンが増えている。

農家にとって近年の気候変動は悩みの種だ。猛暑が続くと、ちちぶ山ルビーの特徴でもある色付きに影響が出るという。新井は対策を試みているが、今年は思うような結果が出なかった。「失敗は仲間たちと共有して、繰り返さなければいい」と前を向く。ちちぶ山ルビーの人気拡大で、秩父ブドウ園には若い後継者も増えた。さらに、ちちぶ山ルビーに続く新品種を生み出す計画もスタート。「一つの品種だけだといずれじり貧になる。新しい品種ができれば次の世代も食べていけるし、秩父もブドウの産地として定着する」。新井は秩父のブドウの未来を見据える。

■ 標高差で観光に好適

同協議会には46園が加盟。約25^{ha}で50種類近くのブドウが栽培されており、収穫量は約250^tに及ぶ。地区によって標高差があるため生育状況が異なり、収穫期間に幅を持たせることができる。それが観光農業地域にとって好適な条件となっている。各組合で開園式開催後に8月上旬から各農園が開園。販売終期はブドウの王様として知られる巨峰系品種が主力で、優良顧客を確保している園では9月中旬に売り切れて店じまいするところもある。最近では、種なしの人気品種のシャインマスカットを栽培する園も多く、9月中旬ごろから10月中旬まで販売する園もあるという。同協議会の加盟は観光農園のみなので、ブドウの販売は主に各農園で行っている。問い合わせは、秩父観光農林業協会（☎0494・23・3557）へ。





Topics Note

空き家再生で地域づくり
～ 川越の工藤さん ～

■ 価値見だし有志と模索

「すごい崩れている」「崩れている」「そうでもない建物」一。3軒の並んでいる様子がまるで童話「3匹の子豚」が建てた家のようなから、「BooHooWoo（ブーフーウー）」。

川越市の弁天横丁でカフェ&ギャラリー「二軒堂」を営む工藤芳聖さん（65）は、同じ通りに並ぶ3軒の廃屋をそう名付け、2020年から再生プロジェクトに取り組んでいる。地域住民やボランティアと協力しながら週に1度活動し、できる限り元の建物の廃材などを活用して修復を進めている。

所沢で大工をしていた工藤さんは、60歳の節目に、仕事では表現できない自分のこだわりを詰め込んで空き家を改装し、19年に二軒堂を開いた。大工業の傍ら、パズルやイラストを制作するアーティストとしても活動。パリで個展を開く資金集めにと始めた飲食業だったが、新型コロナウイルスの感染拡大で状況が一変。店の営業もまばらにせざるを得なくなったとき、常連客の「この通り、少し怖いんだよね」という声が耳に入った。

かつては歓楽街としてにぎわい、飲み屋が何軒も並んだ弁天横丁。しかし、工藤さんが二軒堂を開いた19年当時には古い空き家が目立ち、ごみもあふれて立ち入りづらい雰囲気を醸し出していた。「話を聞いて、自分は大工だし、直せるだろうと。ただ、やるとなると日曜に作業の音やほこりが出るし、住民の方の迷惑にならないか心配だった」と工藤さん。だが、近所にあいさつに行くところと歓迎してくれたという。「再生は、二軒堂を支えてくれている皆さんへの恩返しでもある」

空き家の持ち主と交渉し、20年4月から改修工事が始まった。掃除から手を付けようと空き家に入って見つけた猫のミイラの埋葬が最初の作業。6月、同時期に「喜多町弁天長屋」の整備を始めたまちづくりNPO「蔵の会」の有志と共にごみなどを片付け、9月ごろには活動を知った人たちがボランティアとして参加するようになった。解体と片付け、修復を繰り返し、21年の9月に屋根の工事を開始。22年に廃材を使いながら壁や扉などを製作し、23年5月に階段が完成した。24年に比較的崩落がましな2棟の内部を整備して作業スペースが確保できるようになり、25年の1月ごろから建具製作などの細かな作業を進めている。

毎週日曜に作業を続け、工事の延べ日数は半年ほど。修復には最大限空き家から出た廃材を活用しつつ、必要な材料などの費用は二軒堂の売り上げから賄っている。工藤さんは「ボランティアの方がいなかったら、こんなに進めることはできなかった。真夏も真冬もいとわず通ってくれた」と感謝する。

同プロジェクトのキャッチフレーズは「やってみて、ダメだったらやり直す！」。修復不可能と思われる建物に価値を見だし、できる方策を模索しながら再生に取り組む工藤さんは、「広い意味でまちづくり、SDGs。ブーフーウーを通して、弁天横丁をアート&クラフトの発信基地にしていきたい」と未来像を描いた。